

# 第 2 1 期 第 2 回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和 3 年 3 月 1 1 日 ( 木 ) 1 0 : 0 0 から

場 所 佐賀市城内 1 丁目 1 番 5 9 号

佐賀県庁新館 1 0 階 農林水産部内会議室

( 1 0 階南西角 )

## 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

( 1 ) 第 5 種共同漁業権に係る令和 3 年度増殖目標量(案)について(協議)

P 1 ~ P 3

( 2 ) 佐賀県内水面漁場管理委員会指示 ( 第 2 4、2 8、5 6、5 7、5 8、  
6 0、6 1 号 ) の一部改正について ( 協議 )

P 4 ~ P 7

( 3 ) 佐賀県内水面漁場管理委員会文書管理規程の一部改正について ( 協議 )

P 8 ~ P 9

( 4 ) 令和 3 年度えつ流し刺網による採捕許可方針 ( 案 ) について ( 諮問 )

P 1 0 ~ P 1 8

( 5 ) えつ資源回復方策に関する取組状況について ( 報告 )

別冊資料

( 6 ) その他

4 閉 会

## 出席者名簿

### 佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

### 海区漁業調整委員会事務局

事務局長 中牟田 弘典

### 佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 藤崎 博  
主査 永江 康生

### 有明水産振興センター資源研究担当

係長 佃 政則  
主査 野田 進治

(案)

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項第1-3-0条第3項の規定により、令和3年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

令和3年3月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

漁業法（昭和24年法律第267号）  
（内水面漁場管理委員会）

第171条第1-3-0条

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に  
存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖  
に関する事項を処理する。

水産庁通知（平成24年6月8日24水管第684号）

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖  
を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各  
漁業権者に示し、かつ、  
委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してく  
ださい。

## 第5種共同漁業権に係る令和2年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種名	義務放流数量	寸法	産卵場造成	禁漁期間及び禁漁区域 (漁業調整規則及び行使規則で定めているものを除く)	特記事項
内共第1号	川上川	ヤマメ	32kg	全長 10cm	—		
		アユ	21 "	" 6 "	—		
		コイ	6 "	" 10 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	15 "	" 9 "	—		
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	470kg	全長 成魚20cm 稚魚5cm	—		
		コイ	100 "	" 20 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	10 "	" 10 "	—		
内共第3号	玉島川	ヤマメ	270kg	全長 18cm	—		
		アユ	595kg	" 10~17 "	—		
		コイ	50 "	" 40 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	4 "	" 6 "	—		
		ウナギ	8 "	" 30 "	—		
		シロウオ	—	—	—		
		モクズガニ	520kg	甲幅 4cm	—		
内共第4号	巖木町	ヤマメ	50kg	全長 5~10cm	—		
		アユ(成魚)	250 "	" 15~20 "	—		
		"(稚魚)	25 "	" 5~10 "	—		
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		
		アユ	10 "	" 7 "	—		
		コイ	18 "	" 25 "	—		
		フナ	10 "	" 17 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	1 "	" 10 "	—		
		モクズガニ	25 "	甲幅 5 "	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		
		フナ	90 "	" 13 "	—		
		ウナギ	280 "	" 40 "	—		
		テナガエビ	70 "	" 7 "	—		
		モクズガニ	120 "	甲幅 5 "	—		

## 第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量(案)

漁業権番号	漁業協同 組合名	魚種名	義務放流 数量	寸法	産卵場 造成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めてい るものを除く。)	特記事項
内共第1号	川上川	ヤマメ アユ コイ オイカワ・カワムツ	32kg 21" 6" 15"	全長 10cm " 6" " 10" " 9"	— — — —		令和2年度と変更なし
内共第2号	古湯地区	ヤマメ コイ オイカワ・カワムツ	470kg 100" 10"	全長 成魚 25cm 稚魚 5cm " 20" " 10"	— — —		令和2年度と変更なし
内共第3号	玉島川	ヤマメ アユ コイ オイカワ・カワムツ ウナギ シロウオ モクズガニ	270kg 595kg 50" 4" 8" — 520kg	全長 18cm " 10~17" " 40" " 6" " 30" — 甲幅 4cm	— — — — — — —		令和2年度と変更なし
内共第4号	巖木町						解散手続き中
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ アユ コイ フナ オイカワ・カワムツ モクズガニ	15kg 10" 18" 10" 1" 25"	全長 11cm " 7" " 25" " 17" " 10" 甲幅 5"	— — — — — —		令和2年度と変更なし
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ フナ ウナギ テナガエビ モクズガニ	250kg 90" 280" 70" 120"	全長 10cm " 20" " 20" " 7.5" 甲幅 5"	— — — — —		令和2年度と変更なし

# 内水面漁場管理委員会指示一覧表

令和3年3月1日現在

指示番号	指示年月日	指 示 事 項	有効年月日	改廃年月日
内24号	昭51・12・20	2月1日から2月末までヤマメ採捕禁止	-	現存
内28号	昭61・5・9	六角川のうち河口堰から住ノ江橋までの間、ムツゴロウの採捕禁止	-	現存
内56号	平31・3・26	北山ダム及び同ダム流入河川における投網使用での魚類採捕禁止期間(4.1~5.31)禁止	平35・12・31 (令5.12.31)	現存
内57号	平31・3・26	佐賀市大和町の嘉瀬川の頭首工から惣座橋まで魚類採捕禁止	平35・12・31 (令5.12.31)	現存
内58号	平31・3・26	松浦大堰堰軸から上流・下流50メートルの間水産動物の採捕禁止	平35・12・31 (令5.12.31)	現存
内60号	令2・5・17	県内すべての川のコイの持ち出し禁止 令和2年5月18日~令和3年5月17日	令3.5.17	現存
内61号	令2・7・30	筑後大堰堰軸から上流・下流300メートルの間水産動物の採捕禁止	平7・7・31	現存

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第24号

佐賀県内の河川におけるヤマメ（エノハ）の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項第条6-7条第1項及び同法第171条第4項1-3-0第4項の規定により次のとおり指示する。2月1日から2月末日までの間、~~ヤマメ（エノハ）の採捕を禁止する。~~  
ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

昭和51年12月20日

令和3年3月 日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会

有吉敏和

会長 大園忠男

- 1 2月1日から2月末日までの間、ヤマメ（エノハ）の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第28号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項第条6-7条第1項及び同法第171条第4項1-3-0第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり下記区域における採捕の禁止を指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

昭和61年5月9日

令和3年3月 日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会

有吉敏和

会長 内田萬三

- 1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。  
六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域  
直線A 佐賀県小城郡芦刈町と同杵島郡福富町との間に設置されている六角川河口堰の下流端  
直線B 佐賀県小城郡芦刈町と同杵島郡福富町にかかる住ノ江橋下流端
- 2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第56号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項第条6-7条第1項及び同法第171条第4項1-3-0第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

なお、内水面漁場管理委員会指示第15号（昭和46年3月26日）は平成31年4月1日をもって廃止する。

平成31年3月26日  
令和3年3月 日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会

有吉敏和  
会 長 ~~北嶋博卿~~

- 1 毎年4月1日から5月31日までの間、北山ダム及び同ダムに流入するすべての河川において投網使用による水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、平成31年4月1日から令和5年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項第条67条第1項及び同法第171条第4項  
430第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

なお、~~内水面漁場管理委員会指示第22号（昭和48年11月24日）は平成31年4月1日をもって廃止する。~~

平成31年3月26日  
令和3年3月 日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会

有吉敏和  
会 長 ~~北嶋博卿~~

- 1 嘉瀬川の佐賀市大和町の川上頭首工（魚道を含む。）から下流同市同町惣座橋までの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、平成31年4月1日から令和5年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項第条67条第1項及び同法第171条第4項  
430第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

なお、~~内水面漁場管理委員会指示第31号（平成元年4月1日）は平成31年4月1日をもって廃止する。~~

平成31年3月26日  
令和3年3月 日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会

有吉敏和  
会 長 ~~北嶋博卿~~

- 1 松浦川の唐津市原、原中の湾地先松浦大堰堰軸からその上流側50メートル及び下流50メートルまでの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、平成31年4月1日から令和5年12月31日までとする。



## ○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項第条6-7条第1項及び同法第171条第4項  
~~4-3-0第4項~~の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和2年5月17日

令和3年3月 日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会

有吉敏和

会 長 北嶋博卿

### 1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ

コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

### 2 指示の期間

令和2年5月18日から令和3年5月17日まで

## 佐賀県内水面漁場管理委員会指示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項第条6-7条第1項及び同法第171条第4項  
~~4-3-0第4項~~の規定により、次に掲げる区域における水産動物の保護繁殖を図るため、水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和2年7月30日

令和3年3月 日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会

有吉敏和

会 長 北嶋博卿

### 1 禁止期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

### 2 禁止区域

筑後川 三養基郡みやき町大字江口筑後大堰の堰軸からその上流側300メートル及び下流側  
300メートルまでの佐賀県の区域

# 佐賀県内水面漁場管理委員会文書管理規程の一部改正（案）の概要

内水面漁場管理委員会

## 改正の理由

佐賀県文書規程の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

## 改正内容

- 1 佐賀県文書規程から引用している同規程の名称を改めることとした。（第2条関係）
- 2 令和3年4月1日から施行

佐賀県内水面漁場管理委員会告示第 号

佐賀県内水面漁場管理委員会文書管理規程（平成 2 年佐賀県内水面漁場管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会会長 有 吉 敏 和

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書事務）</p> <p>第 2 条 文書事務については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第 1 号）の規定（同規程第 45 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 49 条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成 25 年佐賀県訓令甲第 10 号）の規定の例による。</p>	<p>（文書事務）</p> <p>第 2 条 文書事務については、佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第 1 号）の規定（同規程第 45 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 49 条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成 25 年佐賀県訓令甲第 10 号）の規定の例による。</p>

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

水産第3647号  
令和3年3月5日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口祥義



令和3年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）について（諮問）

えつ流し刺網による採捕許可につきましては、令和2年7月20日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、別添許可方針（案）のとおり許可期間及び定数を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

## 令和3年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）

えつ流し刺網による採捕の許可については、資源の有効利用及び漁業秩序の維持を図るため、佐賀県内水面漁業調整規則の定めによるほか、この方針により処理する。

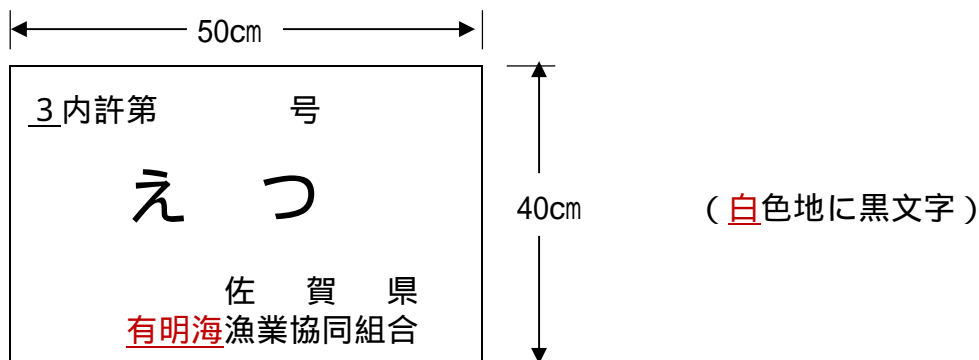
- 1 採捕の種類  
えつ流し刺網による採捕
- 2 許可の対象  
次のいずれかの者に限る。  
佐賀県有明海漁業協同組合の諸富町支所、早津江支所、大詫間支所及び南川副支所に所属する組合員。
- 3 採捕の区域  
次のア及びイの点を結んだ直線から下流の筑後川及び早津江川の水域。  
ただし、筑後川は次のウ及びエの点を結んだ直線まで、早津江川は次のオ及びカの点を結んだ直線までとする。  
点ア 福岡県久留米市城島町大字下田開平江川河口水門東角  
点イ 福岡県久留米市城島町と同市三潯町境標柱  
点ウ 福岡県柳川市大字七つ家字永松の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱  
点エ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱  
点オ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱  
点カ 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱
- 4 採捕の期間  
5月1日から7月20日まで
- 5 許可の有効期間  
令和3年5月1日から令和3年7月20日まで
- 6 許可隻数  
137隻以内とする  
なお、漁業協同組合別及び佐賀県有明海漁業協同組合の支所別の許可隻数については、次表の範囲内とするが、漁業協同組合間又は支所間で協議を行い、調整が整った場合にはこの限りではない。

漁業協同組合名（支所名）	許可隻数
佐賀県有明海漁業協同組合	137
（諸富町支所）	（104）
（早津江支所）	（8）
（大詫間支所）	（21）
（南川副支所）	（4）
合計	137

諸富町支所は旧千代田支所の許可枠を含む。

## 7 制限又は条件

- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 使用する網の長さは200メートル以下、網丈は2.5メートル以下でなければならない。
- (3) 設置する漁具の網目は、網目15センチメートルにつき8.5節以下(目合4センチメートル以上、節間2センチメートル以上)でなければならない。
- (4) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (5) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (6) 網に石等の付属のおもり(通称:石うち)をつけて採捕してはならない。  
ただし、鐘ヶ江大橋から下流域は除く。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内にとめておかなければならない。
- (8) 採捕中は、次の標識を船舷上1メートル以上の高さに掲げなければならない。

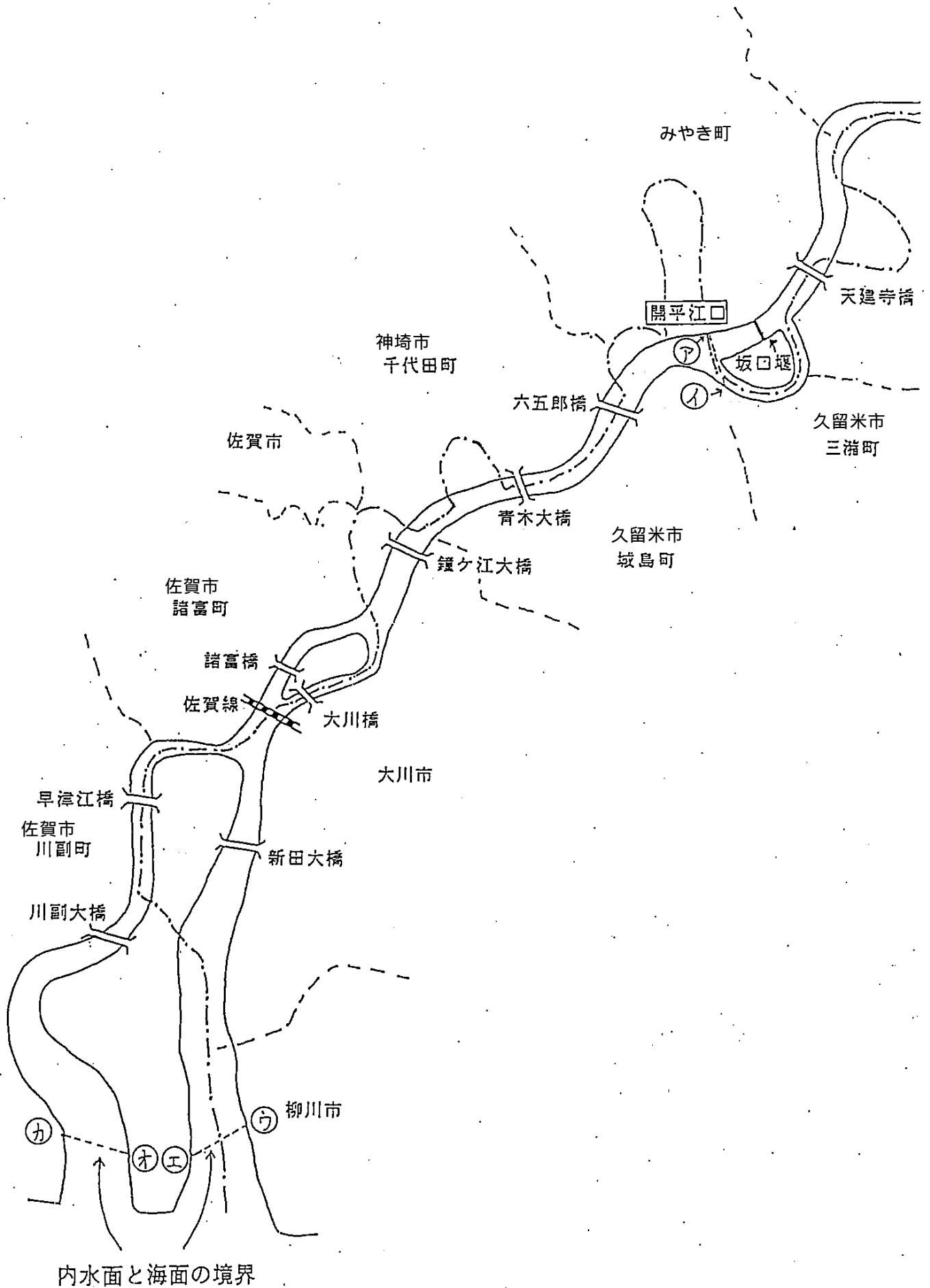


- (9) 採捕に当たっては、船舶の航行に支障を与えてはならない。
- (10) 夜間(日没から日の出まで)の採捕の際には、網に燈火をつけなければならない。
- (11) 採捕期間終了後、別に定める様式により、8月31日までに採捕実績報告書を提出しなければならない。

## 附 則

この方針は令和3年3月 日から施行する。

えつ流し刺網漁業 漁場図

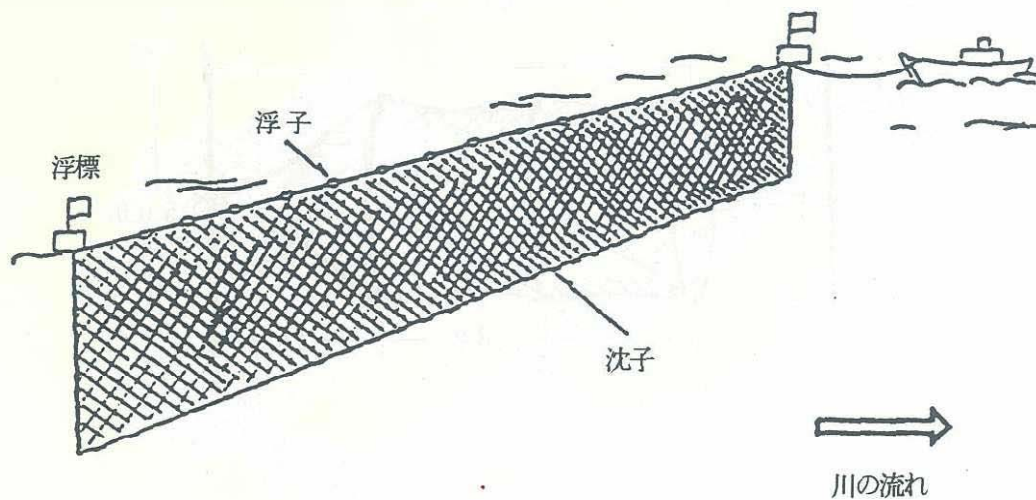


漁具・漁法の名称：エツ流し刺網

漁具の構造：1枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。

網の長さ：200m、網丈：2.5m

網目：2.5cm（目合5cm）



漁法：小型船舶を使用し、潮流に対し直角に一直線に投網し、潮の流れに沿って流す。  
夜間の操業の際には、浮標に燈火をつけて操業する。

漁期：5月～7月下旬

対象魚：えつ

主な河川又は湖沼：筑後川

地方名称及び由来：



えつ流し刺網漁業(採捕)の許可隻数等の推移(組合別・年度別)

年 度	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	H2	H3	4	5	6
千代田町	17	18	18	21	22	22	22	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
諸富町	70	70	72	74	74	78	80	80	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
早津江	4	4	5	5	6	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
大詫間	-	-	※(16)	20	20	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
南川副	-	-	-	-	2	5	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
佐賀県筑後川	-	-	※(3)	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合 計	91	92	95	123	127	135	136	136	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141
許 可 枠	-	-	95	125	135	135	135	135	140	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141
福岡県	-	198	210	213	223	223	223	223	228	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
操業期間	5/5		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1	
操業区域	開平江口から下流																					

年 度	7	8	9	10	11	12	13~18	19	20	20	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31+R1	R2	
千代田町	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
諸富町	81	81	81	81	81	80	81	81	81	81	81	100	99	97	96	93	89	80	77	75	75	72	68	
早津江	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
大詫間	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	21	21	21	20	21	21	20	21	21	20	
南川副	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
佐賀県筑後川	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
合 計	141	141	141	141	141	140	141	141	141	141	136	134	134	130	129	126	121	113	110	107	108	105	100	
許 可 枠	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	140	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	
福岡県	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	231	231	231	231	231	231	232	232	232	232	232	
操業期間	5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1		5/1	
操業区域	開平江口から下流																							

※( )内は海面規則による許可隻数で、合計には加えていない。

※ (石うち) ① 昭和58年度までは、全面禁止  
② 昭和59年度から、鐘ヶ江大橋から下流についてのみ使用可

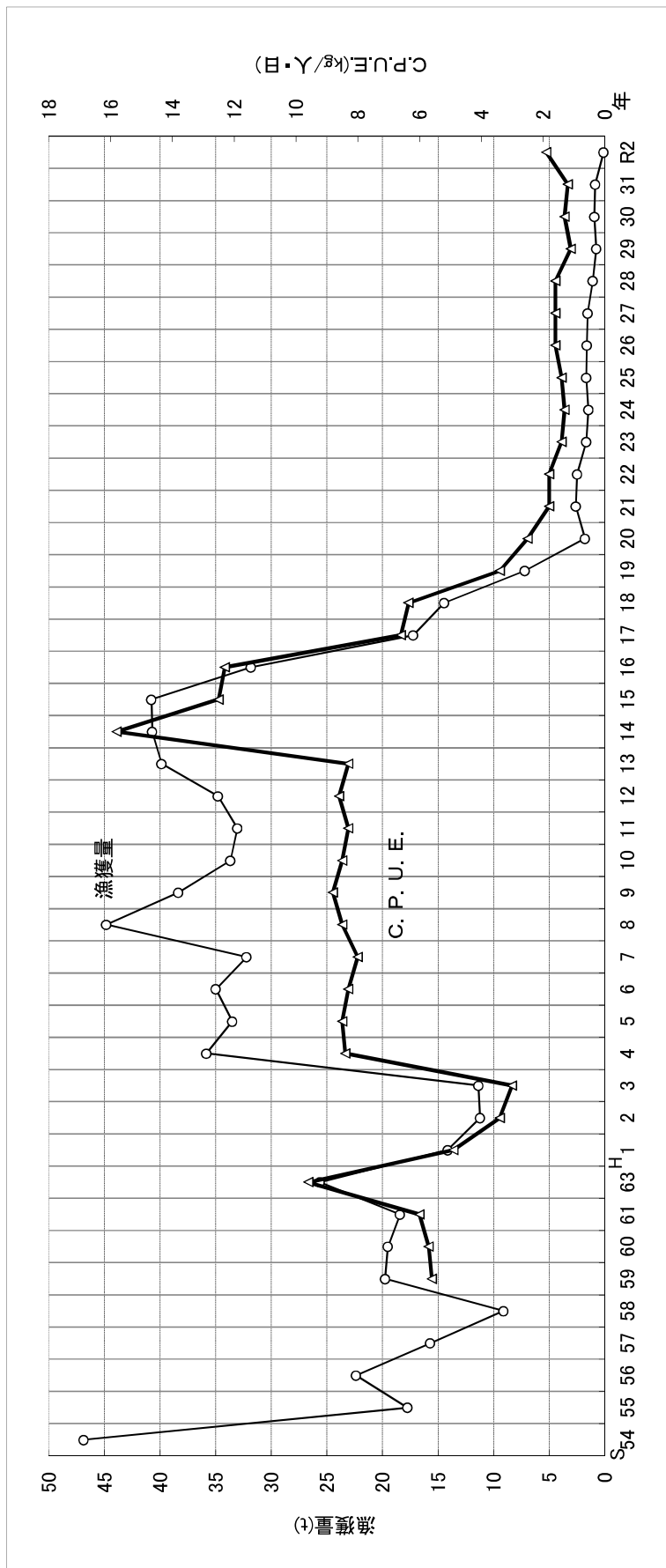
※ (網丈) ① 昭和51年度まで、1.58m以下  
② 昭和52年度から62年度まで、2m以下  
③ 昭和63年度から、2.5m以下

＜佐賀県＞ エツ流し刺網漁業の漁獲量等の推移(漁業者報告)

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
操業者数	137	137	140	137	140	140	138	139	140	141	140	140	141	141	140	138	141	141	141	60
漁獲量合計(kg)	14,106	11,203	11,362	35,831	33,497	34,976	32,198	44,810	38,339	33,655	33,038	34,784	39,848	40,687	40,770	31,817	17,210	14,426	7,176	1,777
平均(kg/人)	101	82	81	261	239	250	233	322	274	239	236	248	283	289	291	231	122	102	51	30
操業日数合計(日)	2,889	3,340	3,786	4,219	3,983	4,207	3,939	5,284	4,361	3,991	3,958	4,066	4,774	2,582	3,250	2,597	2,615	2,271	2,111	719
平均(日/人)	21	24	27	31	28	30	29	38	31	28	28	29	34	18	23	19	19	16	15	12
C.P.U.E.(kg/人・日)	4.9	3.4	3.0	8.4	8.5	8.3	8.0	8.5	8.8	8.5	8.3	8.6	8.3	15.8	12.5	12.3	6.6	6.4	3.4	2.5

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2
操業者数	134	126	127	123	116	112	111	109	105	106	103	15
漁獲量合計(kg)	2,600	2,616	1,659	1,458	1,650	1,596	1,527	1,077	762	927	852	108
平均(kg/人)	19	21	13	12	14	14	14	10	7	9	8	7
操業日数合計(日)	1,414	1,360	1,162	1,068	1,113	960	945	693	673	700	686	57
平均(日/人)	11	11	9	9	10	9	6	6	6	7	7	4
C.P.U.E.(kg/人・日)	1.8	1.9	1.4	1.3	1.4	1.6	1.6	1.6	1.1	1.3	1.2	1.9

○グラフデータ



内水面採捕 許可状況 (R3.3.1 現在)

採捕の種類 (第33条)	期 間	許可方針 (施行年月日)	許可数 (定数)	委員会 審議月
(1) やな	1年 R3.2.10 ~ R3.4.20	R3.1.21	1名	12月
(2) 魚ぜき			-	-
(3) 建網 (建切網、建干網及び張切網を含む。)	3年 R2.2.1 ~ R5.1.31	元.12.10	1名	12月 (3年毎)
(4) 流刺網	1年 R1.5.1 ~ R2.7.20	R2.3.25	100名 (137)	3月
(5) 張網 (ふくろ網を含む。)	1年 R2.9.25 ~ R2.12.30	R2.8.7	2名	7月
(6) よせ網 (地びき網を含む。)	3年 R2.10.1 ~ R5.4.15	R2.8.7	3名 (15)	7月 (3年毎)
(7) すっぽん笠	3年 H29.4.1 ~ R2.3.31	29.3.10	-	3月 (3年毎)
(8) 鉾 (すっぽんをとることを目的とする場合に限る。)	3年 H29.4.1 ~ R2.3.31	29.3.10	-	3月 (3年毎)
(9) 投網 (船舶を使用する場合に限る。)		20.5.26	-	-
(10) う使 (う飼)			-	-

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3年より短い許可の有効期間を定めるとき (第33条第5項) は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

佐賀県漁業調整規則（令和2年11月27日、佐賀県規則第63号）抜粋

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網(建切網、建干網及び張切網を含む。)
- (4) 流刺網
- (5) 張網(ふくろ網を含む。)
- (6) よせ網(地びき網を含む。)
- (7) すっぽん笠
- (8) 鉾(すっぽんをとることを目的とするものに限る。)
- (9) 投網(船舶を使用する場合に限る。)
- (10) う使(う飼)

（第2項から第4項省略）

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。